特定非営利活動法人量子化学研究協会研究所における
競争的資金等の不正使用に関する通報窓口規程

平成２０年５月２２日

特定非営利活動法人量子化学研究協会理事会

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人量子化学研究協会研究所における競争的資金等取扱規程（以下「取扱規程」という。）第１０条第２項に基づき、特定非営利活動法人量子化学研究協会（以下「協会」という。）研究所（以下「研究所」という。）における競争的資金等の不正使用に関する通報窓口（以下「通報窓口」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、「不正使用」とは、競争的資金等について規定する法令や関係規程等に違反する使用をいう。

（通報窓口の設置）

第３条　協会に設置する通報窓口の責任者は協会監事とする。

２　研究所に設置する通報窓口の責任者は研究所長とする。

（通報の取扱い）

第４条　不正使用に関する通報の方法は、原則として書面、電話、ＦＡＸ、電子メール、面談によるものとする。

２　通報は、被通報者名、不正使用の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正使用とする合理的な根拠が示されなければならない。

３　前２項の規定は、不正使用が行われようとしているなどの通報、又は不正使用の疑いがあるとの通報がなされた場合においても、これを準用する。

４　通報窓口において通報を受け付けた場合、当該窓口責任者は別紙様式に定める「通報受理記録」を作成し、速やかに最高管理責任者と研究所管理責任者に報告する。

（秘密保持）

第５条　通報窓口は、不正使用に関する通報を受け付ける場合、通報者が特定されないよう秘密を守るため、個室で面談を実施するなど、適切な措置を講じなければならない。

２　通報窓口に寄せられた不正使用に関する通報を知る立場にある者は、通報者、被通報者及び通報内容について、第三者に漏洩しないよう秘密保持を徹底しなければならない。

（通報者・被通報者の保護等）

第６条　協会、研究所は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行う場合があるこ

とを、協会、研究所内外に周知するものとする。

2　協会、研究所は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

3　協会、研究所は、相当な理由なしに、単に通報されたことをのみをもって、被通報者の競争的資金等による契約行為を禁止したり、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

別紙様式

通報受理記録

（本書類は通報者、非通報者に有形・無形の不利益をもたらす
危険があると判断される場合、特に取り扱いに注意する事。）

１．通報者（名前を明かす事によって通報者に有形・無形の不利益をもたらす危険があると判断される場合は記載しない。）

所属・職名等又は住所：

氏　名：

電話番号又はメールアドレス：

２．通報方法

２．対象者（名前を明かす事によって対象者に有形・無形の不利益をもたらす危険があると判断される場合は記載しない。）

所　属：

職名等：

氏　　名：

４．内容

５．発生時期

年　　月

６．発生場所

７．証拠資料

８．対象資金について

９．その他参考となる事項

窓口担当者記入欄

受付日：平成　　年　　月　　日

受付機関等名：

窓口担当者氏名：

窓口電話連絡先：